

滝川市地域おこし協力隊（スカイスports振興）募集要項

1 目的

滝川市では北海道の広い空を資源としてとらえ、グライダーが発着できる航空公園「たきかわスカイパーク」を中心にスカイスportsによるまちづくりを行っています。たきかわスカイパークでは日本を代表するグライダーの拠点として、恵まれた飛行環境を求めて全国から訪れる愛好家向けのハイレベルな飛行教育からイベントや体験搭乗など観光振興の取り組み、将来を担う子どもたちへの啓発普及活動など様々な事業を通じて「空」をまちづくりに活用してきました。

この取り組みを持続し発展させるため、たきかわスカイパークにてグライダー運航に携わりながら、自身の飛行技術や飛行教育技術の向上、資格取得等に向けた研修を受けるとともに、スカイスportsを通じた地域活性化活動に取り組み、将来的なスカイスports振興の担い手として事業の発展を目指していただける「地域おこし協力隊員」を募集します。

2 募集人員

1名

3 活動内容

地域おこし協力隊員として、次に掲げる活動に取り組むこととします。なお、活動の詳細については、市と協議のうえ決定します。

（1）スカイスports用機材の飛行技術・教育技術・運航管理技術等の習得

- ・公益社団法人滝川スカイスports振興協会によるグライダー運航研修
- ・たきかわスカイパークでの飛行活動・教育活動・啓発活動の現地研修
- ・スカイスports活動に必要な資格取得および能力向上のための研修
- ・他地域のスカイスports活動の視察研修

（2）スカイスportsの啓発普及拡大活動

- ・スカイスportsイベントの企画・運営
- ・スカイスportsや活動内容に関する情報発信

（3）地域住民とのネットワークづくり

- ・地域イベントへの参加や連携した取り組みの実施

※ 隊員は毎月活動月報を作成し、翌月5日までに（3月については3月31日まで）市担当者まで報告する必要があります。

4 募集要件

次の(1)から(10)までの要件をすべて満たす方。

- (1)応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱に係る「特別交付税措置に係る地域要件確認表」において、本市に転入した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）に住民票があり、本市へ住民票を異動させ、居住することが可能な方。
- (2)地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない方。
- (4)地域おこし隊としての活動終了後も市で就業または起業するなど、定住する意思のある方。
- (5)心身ともに健康であり、地域おこし協力隊員の活動に意欲を持っていると認められる方。
- (6)滑空機に係る自家用操縦士または事業用操縦士の資格を所有している方。
- (7)有効な第一種または第二種航空身体検査証明を有している方。
- (8)普通自動車運転免許を取得しており、実際に運転できる方。
- (9)土日及び祝日の活動に対応できる方。
- (10)パソコン、スマートフォン等のデジタル機器の一般的な操作ができる方（Word、Excel、PowerPoint 等の操作や SNS 活用等）

5 主な活動場所

たきかわスカイパーク（北海道滝川市中島町 1 3 9 番地 4）

くたきかわスカイパークのホームページ <https://www.takikawaskypark.jp> >

※ イベントや P R 活動、研修などにより、滝川市内外が活動場所となることがあります。

6 身分形態

地域おこし協力隊員として滝川市長が委嘱します。滝川市との雇用関係はありません。

※委嘱後に市と隊員との協議のうえ、身分形態を変更する場合があります。

7 活動に要する経費等

- (1)報償費 月額 375,000 円

※所得税については源泉徴収を行います。賞与、通勤手当等はありません。

- (2)活動に要する経費

地域おこし協力隊員の活動に要した経費は、予算の範囲内で補助金として交付します。

交付金額のうち、[補助対象経費①]については実際に要した金額を交付し、[補助対象経費②]については下記記載のとおり交付します。

[補助金額] 年額 1,000,000 円を上限

[補助対象経費①] 旅費、消耗品費、自己研鑽や能力向上等に資する研修費用等

[補助対象経費②] 住宅家賃（月額 55,000 円を上限）

活動用車両リース代（月額 50,000 円を上限）

※車両リース題は自家用車がない場合のみ補助対象

【補助金の交付方法】

- ・補助金の申請にあたり、年間の活動計画書や収支予算書を作成のうえ、補助金等交付申請書とともに市に申請します。
- ・補助金の交付は、申請内容の審査終了後、一定期間ごとに要すると見込まれる活動費を概算払いで交付し、補助事業の完了や事業年度終了による実績報告により精算します。
※年度途中での委嘱の場合は、委嘱期間に応じて按分した金額となります。また、予算の状況により変更する場合があります。

8 委嘱開始日および委嘱期間

委嘱開始日は市と委嘱決定者で協議のうえ決定します。以後、隊員の委嘱期間の更新は年度単位で行います。次年度以降の委嘱については、年度ごとに市と隊員との協議のうえ決定するものとし、委嘱の期間は委嘱開始日から最長で3年間とします。

【委嘱期間のイメージ（年度途中から開始し最長期間委嘱する場合）】

初年度：令和 7 年 5 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日

2 年度：令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日

3 年度：令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日

4 年度：令和 10 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 4 月 31 日

9 活動時間

年間で 1,860 時間程度を目安とします。

※繁忙期等により活動時間の多寡が生じるため、年間の活動時間で調整することとします。

10 注意事項

- (1)活動以外の副業が可能です。ただし、活動の支障にならない範囲での副業内容としてください。
- (2)国民健康保険や国民年金には、自身で加入してください。
- (3)所得税の確定申告の必要がありますので、自身で行ってください。
- (4)賠償責任保険および傷害保険に、自身で加入してください。
- (5)民間の賃貸住宅等を自身で確保してください。なお、転居に要する初期費用、生活用品や住居の光熱水費等は自身の負担となります。
- (6)活動に必要なため、車両およびパソコンを自身で準備してください。
- (7)「滝川市地域おこし協力隊員設置要綱」第 5 条の 2 各号に該当した場合は、委嘱期間中であっても解嘱となることがあります。

[抜粋 滝川市地域おこし協力隊員設置要綱]

第 5 条の 2 市長は、地域おこし協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを

解任又は解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により、退任又は解嘱の申出があった場合
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (3) 活動の内容が不適切であると認められる場合
- (4) 地域おこし協力隊員としてふさわしくない行為があった場合

11 応募方法

(1) 応募受付期間

随時受け付け。委嘱者が決定次第、募集を終了します。

(2) 応募書類

- ① 「滝川市地域おこし協力隊員」応募用紙（様式1）
- ② 「滝川市地域おこし協力隊員」活動目標（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 住民票の写し
- ⑤ 滑空機に係る航空従事者技能証明書の写し
- ⑥ 滑空機乗組員飛行日誌の最新の飛行回数30回、飛行時間3時間分を含む部分の写し
- ⑦ 有効な航空身体検査証明書の写し
- ⑧ 運転免許証（両面）の写し

※ ①、②、③については、滝川市公式ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 応募先（郵送またはEメール）

〒073-0035 北海道滝川市中島町139番地4 たきかわスカイパーク内

滝川市産業振興部観光課 担当：清水・平林

E-mail：kankou@city.takikawa.lg.jp

12 選考の流れ

(1) 第1次選考：【書類審査】

指定の応募用紙（様式1）、活動目標（様式2）をもとに書類選考を行います。選考の結果は文書で通知します。

(2) 第2次選考：【面接審査】

第1次選考合格者を対象に面接を行います。日時等詳細は、第1次選考結果と併せてお知らせします。選考の結果は文書で通知します。

【留意事項】

- ※ 提出されたすべての応募書類は返却いたしません。
- ※ 面接会場までの交通費等は応募者の自己負担となります。（滝川市・札幌市・東京都で開催予定）
- ※ 状況によっては、面接をオンラインで実施する場合があります。
- ※ 審査等の結果は公表しません。

13 お問い合わせ先

滝川市産業振興部観光課（スカイスポーツ担当） 清水・平林

TEL : 0125-24-3255（たきかわスカイパーク）

E-mail : kankou@city.takikawa.lg.jp